

(仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等物品販売所設営・管理運営業務 仕様書

1 業務名

(仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等物品販売所設営・管理運営業務

2 業務目的

大河ドラマ「光る君へ」の放送に合わせて設置する大河ドラマ館等に隣接して、来訪者が快適にお土産品などを購入することができる物品販売所を設置することにより、越前市及び福井県ならではの物産品などを PR するとともに観光振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月末まで。

ただし、物品販売所の設営は大河ドラマ館等運営事業者と協議した上で令和5年11月下旬から行うこととする。

4 履行場所

武生中央公園屋内催事場（福井県越前市高瀬二丁目地係）

5 大河ドラマ館等の基本情報

(1) 開館期間：令和6年2月下旬から令和6年12月下旬まで（予定）

(2) 開館時間：午前9時から午後5時まで（最終入場午後4時30分）

(3) 休館日：なし（予定）

(4) 場 所：武生中央公園屋内催事場内（福井県越前市高瀬二丁目地係）

(5) 目標入場者数：25万人

目標入場料収入：1億円

(6) 入場料：下記はいずれも予定であり、社会情勢等により変更する場合がある

区分		料金	説明
大人	当日券	500円～ 600円	高校生以上に適用
	前売券	400円～ 500円	
大人団体		400円～ 500円	有料入場者20名以上に適用
小人	当日券	250円～ 350円	小・中学生に適用（未就学児は無料）
	前売券	200円～ 300円	
小人団体		200円～ 300円	有料入場者20名以上に適用
特別入場券		400円～ 500円	大人券のみ（障害者、特別割引等に適用）

6 物品販売所の情報

(1) 対象施設の用途及び面積

名称・用途	面積
物販販売所スペース（商品バックヤード含む）	150㎡～200㎡

※大河ドラマ館等等平面図イメージ参照

(2) 使用可能な設備及び費用の負担について

光熱水費については発注者が負担する。ただし、電話及びネット回線を使用するための引き込み工事費やランニングコストについては、受注者が負担すること。また、演出用の間接照明が必要な場合には、受注者にて設置すること。

7 業務内容

(1) 物販エリアの設営・管理運営

ア 本業務に必要な備品等の調達(商品棚、冷蔵庫、レジ機器など)

イ 商品の仕入・管理・販売・配送

ウ 混雑時の対応・人員整理

エ 物品販売所内の清掃(ゴミ処理含む)

オ 備品等の撤去

カ スタッフの研修

キ ドラマ館、イベント開催時における時間延長等の対応

ク その他上記に付随する業務

(ア) 来場者が購買しやすく、運営が効率的に行えるように設営計画(物販に必要な設備や間仕切り、バックヤードを含めたレイアウト・ブースイメージ等)を作成すること。

(イ) 売場等の内装等に係る工事等は、受注者の費用負担により施工すること。なお、大河ドラマ館等全体としての統一感を持たせるため、事前に発注者と大河ドラマ館等運営事業者と協議のうえ承認を得ること。

(ウ) スタッフの配置体制や勤務体制及び労働条件、災害対応・避難誘導等を記した管理運営マニュアルを作成し、円滑な管理運営業務が実施できるようにすること。

(エ) 食品衛生や商品管理について、万全の対策を検討し実施すること。

(オ) 運営前のスタッフの指導・訓練は受注者が行い、来訪者に満足していただけるような接遇をすること。

(カ) クレームや要望等については誠意をもって対応すること。

(キ) 店内は常に整理整頓し清潔さを保つとともに、ごみの分別、管理及び廃棄物処理について適正に行うこと。

(ク) 大河ドラマ館等への誘客や物品販売所の売上向上のために効果的な企画提案を行い、発注者と協議のうえ、実施すること。

(ケ) リスク分担については、別紙1「リスク分担表」のとおりとする。

8 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、

変更することができるものとする。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ、決定するものとする。ただし、大河ドラマ館等運営事業者、武生中央公園指定管理者又は市等と協議が必要な場合は、関係者と受注者が協議により対応を決定する。

9 特記事項

(1) 経費の負担

物品販売所の設営・管理運営及び現状復帰に要する経費、維持管理費、修繕費、廃棄物処理費など業務に係る一切の経費は受注者が負担するものとする。

(2) 販売商品・サービス内容等

- ア 販売商品は、発注者と受注者が協議の上、県内の事業者商品を積極的に取り扱うこと。
- イ 来館者のニーズに合った商品の構成を考え、特色ある商品等を取り扱うこと。
- ウ 購入者の利便性を考慮し、商品の配送を行うこと。また、キャッシュレス決済などについても検討すること。

(3) 営業許可等の申請

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等については、全て受注者の責任において行うこと。また酒類の販売も想定されることから必要な資格を取得すること。

(4) 商品の仕入れ及び管理

販売商品については、安全性等信頼できる事業者から仕入れ、販売商品の暇疵については、受注者が全ての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、販売商品の適温管理を行って、鮮度及び品質の保持に努め、消費期限等を厳守すること。

(5) 販売商品の搬入方法

販売商品の搬入の際は、指定された場所に駐車し、指定された時間に来場者等の安全に十分配慮した対策を講じるとともに、搬入業者への徹底を行うこと。また、搬入動線については、発注者と協議すること。

(6) 設置物の撤去

物品販売を行うに際して設置した備品等は、業務終了後、指定された期限内に撤去すること。なお、原状復旧が完了後は、発注者の確認を受け、修繕等の指示があった場合は、受注者の費用により行うこと。

(7) 業務連携

発注者をはじめ大河ドラマ館等運営事業者、武生中央公園の指定管理者等と連携して、業務を進めていくこと。

(8) 感染症(新型コロナウイルス等)防止対策の実施

感染症防止対策に必要な備品等については、受注者で用意し、補充を行うこと。

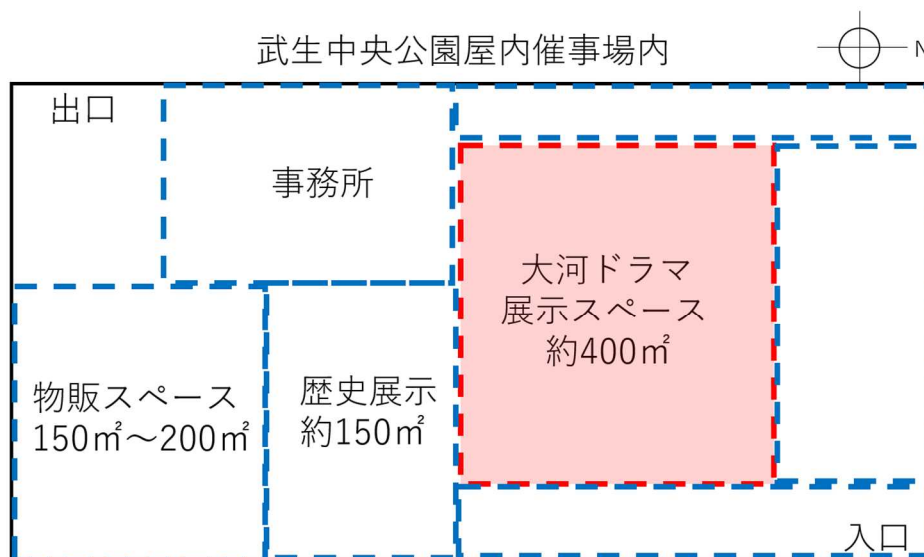
(9) 納入金

- ア 受注者の収入の3%以上を、毎月、納入金として発注者に納入すること。
- イ 収支を含む販売実績報告書を作成し、当月の実績を翌月10日までに発注者に報告すること。

(10) その他

- ア 物販店等の設営・管理運営にあたり必要な各種保険に加入すること。保険に加入したときは、保険証の写しを提出すること。
- イ 共用スペースについては、他業者等と互いに調整して利用すること。
- ウ 販売に従事するスタッフは、大河ドラマ館等運営事業者が開催する研修に参加すること。
- エ 新型コロナウイルス感染拡大等に伴い大河ドラマの放送スケジュールに変更等があり、提案された工期通りに業務を進めることが困難な場合は、発注者と協議し、柔軟に対応すること。
- オ 業務の全部又は一部を第三者に委託し、また請け負わせてならない。ただし、あらかじめ発注者に承諾を得た場合は、この限りではない。
- カ 業務遂行にあたっては、進捗状況等について適宜連絡・報告すること。
- キ 契約の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。

【大河ドラマ館等平面図イメージ】



※大河ドラマ展示スペースを除くエリアが運営対象範囲

【別紙1】リスク分担表

種類	内容	負担者	
		発注者	受注者
業務内容の変更	発注者側の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	受注者の提案に基づく開館期間中の業務内容に伴う経費の増加		○
不可抗力による費用負担	自然災害（地震・台風等）に起因する費用負担	協議事項	
	その他不可抗力に伴う事業の中止等		
施設の損壊等による	受注者の管理上の瑕疵による施設・設備の損傷		○

修繕、事業の中断	に伴う修繕費用等		
	上記以外のもの	○	
第三者への賠償	受注者の故意又は過失に起因する損害		○
	上記以外のもの	協議事項	